

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成31年1月22日（火） 本社11F 会議室	
出席委員	乗鞍 良彦（弁護士） 清野 純史（大学教授） 池田 千鶴（大学教授）	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日	
抽出案件	抽出案件 4 件	件名
条件付一般競争	2 件	・平成30年度瀬戸中央自動車道非常電話・通信ケーブル更新工事 ・尾道管内ナンバリング標識工事
簡易公募型競争	1 件	・平成30年度大鳴門橋自転車道等設置検討に関する構造解析業務
グループ会社契約	1 件	・平成30年度鳴門管内長大橋機能保全業務
グループ会社外注	—	・契約方法の確認
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申、勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明</p> <p>・契約金額欄に「単価契約」と記載があるのは、どのようなものか。</p> <p>②指名停止等運用状況について説明</p> <p>・監理技術者の配置が困難となったために契約を辞退したという理由は、妥当なものであるとも考えられるが、これを不誠実な行為とみなし、指名停止を行うのか。</p> <p>③条件付一般競争（平成30年度瀬戸中央自動車道非常電話・通信ケーブル更新工事）</p> <p>・今回、通信ケーブルについては張替えを行うのか。また、使用するケーブルは光ファイバー回線であるか。</p> <p>・非常電話の仕組みについては、各ポイントから交通管制室まで通話ができればよく、その他の機関等に接続する必要はないのか。</p> <p>・耐用年数は10年前後とのことだが、これまで30年程度の期間を使用していたことによる問題は無かったのか。</p>	<p>・道路等修繕工事については、規模等があらかじめ決まっていないため、過去の実績等に基づき、単価のみで契約を行うものである。なお、出来高で定期的に支払を行っている。</p> <p>・入札参加者には、競争参加資格要件を満たしている前提で入札への参加申請を行っていただいている。競争参加資格要件を満たさず入札に参加することは、入札妨害に該当するとみなし、指名停止を行うこととしている。</p> <p>・張替えを行うものである。今回はメタルケーブルを通信線と電源線に使用し、停電となった際もその影響を受けずに利用できるようになっている。</p> <p>・そのとおりであり、お客様が受話器をとった段階で交通管制室にのみ繋がる仕組みとなっている。また、今回の更新で新たに追加された4つのボタンには、「故障・事故・救急・火災」が図示されているので、発生した事象をボタン操作で通報することにより、お客様の状況を判断し、迅速に対応を行うことができる。</p> <p>・必要なメンテナンスを行っているため、使用に問題は無かった。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間でどれぐらい利用されているのか。 ・ 個人から携帯電話により警察に事故等の緊急の連絡が入った場合、警察から交通管制室への連絡はあるのか。 ・ 入札手続に関して、予定価格を下回る業者がおらず、随意契約に移行とあったが、具体的にはどのような流れか。 ・ 1番手の業者が見積りを辞退した後、2番手の業者と交渉する際には、1番手の業者との交渉経過は伝えるのか。 ・ 随意契約に移行すると、回数制限無しで見積り合わせを行うため、小刻みに見積りを出してもらうことが可能になり、高落札率になったという理解で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間にすると数百件程度である。近頃は、携帯電話からの通報も増えている。 ・ 事象によるが、緊急の要件があれば警察から交通管制室に連絡がある。 ・ 2回目の入札でも落札者が無かったため、随意契約に移行したが、同額の最低額入札が2者あったため、まず、くじ引きで選定された1番手の者との見積合せを実施した。この場合、相手が辞退するまで何回でも見積書を提出してもらう。 ・ 2番手の者には、1番手の者の最後の見積額を伝え、それ以下の金額で見積書を提出してもらう。 ・ そのように推察される。
<p>④条件付一般競争（尾道管内ナンバリング標識工事）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の工事では、既に設置されているものを更新したのか。また、デザインが以前のものより分かりやすく改良されているように思われるが、どのように決めているのか。 ・ 今回の受注者は過去にも落札した経験はあるか。また、業者はおおよその金額が分かった上で入札に参加するのか。 ・ 入札参加者は、入札時には、他に何社応札しているのかは分からないのか。 ・ 入札参加者側は、他機関が発注する同様の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。デザインについては、国土交通省や高速道路会社が参加する標識部会という会議の中で検討され、改良が重ねられている。 ・ 過去にも受注実績がある。積算要領を公表しているので、予定価格に近い単価で積算を行うことは可能である。 ・ 電子入札システムでは、入札時点では何社が参加しているかは分からない。落札者決定後、応札者、入札額、落札額等の情報を公表する。 ・ 配置予定技術者が複数者存在しているの

業務を比較し、どの工事に参加するかを決定することはできるのか。

・落札率が高い理由は、積算要領により予定価格に近い単価で積算ができるためという理解で良いか。

・1者応札であるから落札率が高いとは、必ずしも言えないのか。

⑤簡易公募型競争（平成30年度大鳴門橋自転車道等設置検討に関する構造解析業務）

・全国的に、高速道路会社は同様の総合評価落札方式をとっているのか。

・価格評価点は、あらゆる調査設計業務において同様か、又は案件によって変わるのか。

・過度なダンピングは避けるべきであり、他機関においても落札率が上昇傾向となっているようである。今回の落札率75～80%を価格評価点100点として評価することについては、現在の状況では厳しいのではないか。

・価格評価点の計算式は公表されているのか。

・技術点を価格で割る除算式は採用していない

であれば、他機関発注の工事に技術者を登録した上で、当社の工事にも別の技術者を登録することができ、応募することは可能である。技術者が1名の場合に両方を落札してしまうと、どちらかを辞退しなければならないことになり、不誠実な行為となる可能性がある。

・そのように推察される。

・入札参加者は、入札の段階では1者応札であるかは分からないこと等から、必ずしも1者応札であるから落札率が高いとは言えない。

・同様の方式をとっている。ただし、価格評価点の算定式や技術評価点の点数の配分設定については各社で違いがある。

・調査設計業務の総合評価落札方式においては、技術評価点の項目に多少違いはあるが、価格評価点100点と技術評価点200点の割合は同じである。

・工事については、概ね落札率90%以下の場合には低入札価格調査対象となるが、今回は調査設計業務であり、工事の場合とは異なる。歩掛が公表されているものであれば概ね積算は可能であることから、あとは、予め公表している計算式に基づき、入札参加者がどの程度の価格評価点を目指していくかということになる。

・公表されている。

・当社における工事の総合評価落札方式は、

いのか。

⑥グループ会社契約（平成30年度鳴門管内長大橋機能保全業務）

・ 今回の業務に関しては専門性が高いものと見受けられたが、（株）ブリッジ・エンジニアリングが更にどのような作業について外注を行うのか。

⑦子会社の外注の確認

・ 複数者見積りの場合、参加者数に制限は無いのか。

・ 入札方式はとっていないのか。

・ 各契約毎の見積り数は、どこでどのように決めているか。

・ 見積り先は、過去の実績・専門性を踏まえて相手方を選定しているという理解でよいか。

・ 随意契約における単価は、基準に従って決めているのか。

・ 協力業者の名簿の運用について、有効期間の年度の途中からも名簿に登録することは可能なのか。

・ 子会社が複数者見積りとする金額基準について、本四会社の金額基準との平仄をとる必要があるのではないのか。

国土交通省と同じ除算式を採用している。調査に関しては、加算式を採用している。

・ 足場の仮設等、一部外注する部分を除いては同社が行っている。

・ 参加者数に制限は無く、可能な限り多くの者に参加していただくよう指導している。

・ 塗替塗装工事については入札方式をとっている。

・ 各支店における協力業者選定委員会により決めている。また、1年間の実績を踏まえて本社における審査会で妥当性を検証している。

・ そのとおりである。過去の実績・専門性を踏まえて相手方を選定している。

・ 過去の修繕工事等のデータが蓄積されており、子会社の中でデータに基づいて決めている。

・ 随時受付を行っている。また、3年毎に名簿の内容について更新を行っている。

・ 子会社が複数者見積りとする金額基準については、今後検討してまいりたい。